

## 第1節 概要

本県における米軍基地の存在は、本県の振興開発を進める上で大きな制約となっていることはもとより、その運用等により周辺住民をはじめ県民生活に様々な影響を与えている。

日本の国土面積のわずか0.6パーセントに過ぎない狭い沖縄県に、在日米軍専用施設面積の74.3パーセントに及ぶ広大な面積の米軍基地が存在している。米軍基地は、県土面積の約10パーセントを占め、とりわけ人口や産業が集中する沖縄本島においては、約18パーセントを米軍基地が占めている。さらに、沖縄周辺には、29ヵ所の水域と20ヵ所の空域が米軍の訓練区域として設定されているほか、嘉手納を中心に半径50海里（約92.6キロメートル）、高度20,000フィート（約6.1キロメートル）と久米島を中心に半径30海里（約55.56キロメートル）、高度5,000フィート（約1.5キロメートル）にわたり米軍が管制権を持つ「嘉手納ラプコン」が設定されるなど、陸地だけでなく海、空の使用も制限されている。

こうした過重な米軍基地の存在は、望ましい都市形成や交通体系の整備並びに産業基盤の整備など地域の振興開発を図る上で大きな障害となっている。

街の中心部に基地を持つ沖縄本島中部の主要都市では、周辺集落間の交通網が遮断されている。また、基地周辺の住宅・商業地域はゾーニングもされないままスプロール化してできたため、住宅等が密集し、道路整備などが不十分な状況になっている。

また、広大な米軍施設・区域の存在は、県民生活や自然環境に様々な影響を及ぼしており、とりわけ日常的に発生する航空機騒音による基地周辺住民の健康への影響や、戦闘機・ヘリコプター等米軍機の墜落事故及び油類・赤土等の流出、実弾演習による山林火災や被弾事故等、米軍基地に起因する事件・事故等による県民生活及び環境への影響が問題となっている。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺においては、依然として環境省の定める環境基準値を超える航空機騒音が発生しており、地域住民の日常生活及び健康への影響が懸念されている。また、基地周辺の学校では、授業が度々中断されるなど教育面でも影響が出ている。

キャンプ・ハンセン演習場では、度重なる実弾演習や、それに伴う山林火災の発生等により、大切な緑が失われ、山肌がむき出しになるなど、かけがえのない自然環境が損なわれている。その他、同演習場では、無数の不発弾が存在し、その処理には莫大な費用と長い年月を要することが予想される。

米軍航空機関連の事故は、復帰後、平成19年12月末現在で459件（うち墜落42件）発生している。航空機事故は、一歩間違えば住民を巻き込む大惨事になりかねないものであり、周辺住民はもとより県民に大きな不安を与えている。

平成10年7月にキャンプ・ハンセン内で発生した米海兵隊所属のUH-1Nヘリコプター墜落事故をはじめ、平成11年4月にはCH-53Eヘリコプターが北部訓練場の沖合に墜落する事故（乗員4名死亡）、同年6月にはAV-8ハリアー機が嘉手納飛行場を離陸後、滑走路に墜落する事故、平成14年8月には嘉手納基地所属のF-15C戦闘機が沖縄本島の南約60マイル（約100キロメートル）の海上に墜落する事故、平成16年8月13日には沖縄国際大学構内への米海兵隊CH-53Dヘリコプター墜落事故、平成18年1月17日には嘉手納基地所属のF-15C戦闘機が嘉手納飛行場から北東へ約55マイルの訓練区域内の海上へ墜落する事故が発生し、県民に大きな不安と衝撃を与えた。

その他、米軍人等による刑法犯罪は、沖縄県警察本部の統計によると、昭和47年の日本復帰から平成19年12月末までに5,514件ののぼり、そのうち凶悪事件が552件、粗暴犯が1,008件も発生するなど、県民の生命、生活及び財産に大きな影響を及ぼしている。